

デジタル庁における マイナポータルを取組状況について

デジタル庁

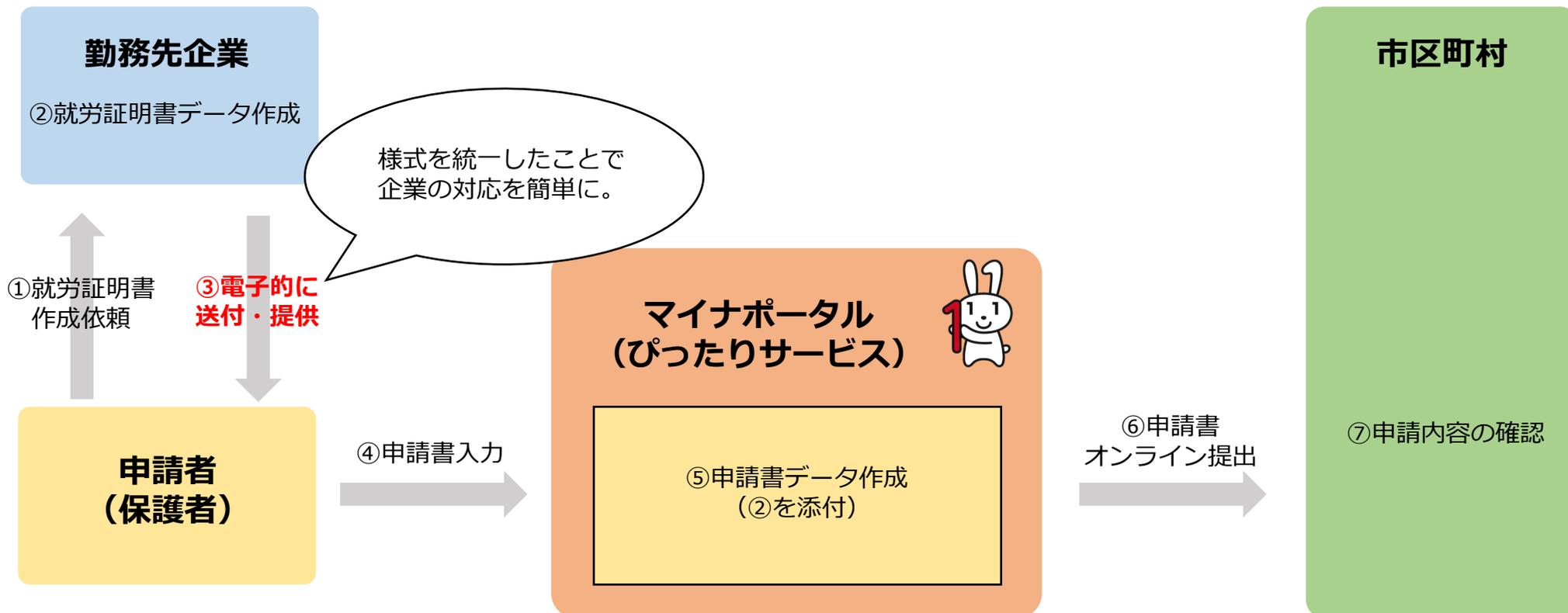
就労証明書のオンライン提出



就労証明書の提出フロー（従来型）

- 現在、保育所入所・支給認定申請手続に必要な就労証明書は、勤務先企業が申請先の自治体に対応している様式に基づいて作成したものを従業員に発行し、従業員が市区町村に申請を行う際に添付書類として提出している。
- 現行のマイナポータルのぴったりサービスでは、紙で提供された就労証明書をPDF等で添付することで、市区町村に対して申請できる方式がある。
- 令和6年度入所申請分より、企業は統一される様式を活用することで、従業員に電子的に送付・提供することを可能にし、当該電子データを利用した申請ができるようになる。

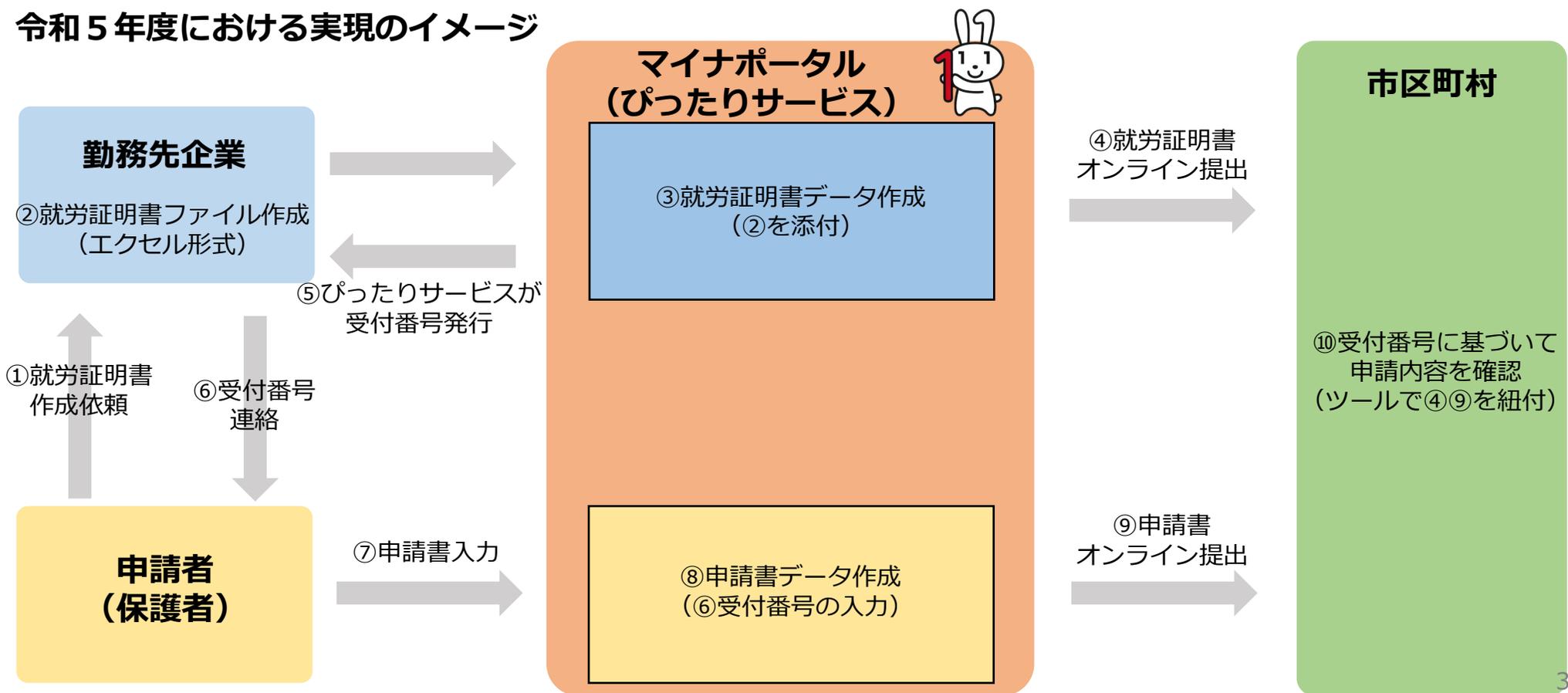
令和5年度における実現のイメージ



就労証明書の提出フロー（直接提出型）

- 現在のマイナポータルでは、登録されている市区町村の就労証明書を作成できるサービスを提供しているが、企業から直接市区町村に対して提出することができない。
- 令和6年度入所申請分より、従来型に加え、市区町村に対する就労証明書の提出について、統一される様式を活用し、従業員を経由することなく、企業から市区町村に対して直接提出できるようなシステム改修も行う。
- 子子本部と連携し、企業からの意見を聞きつつ、将来的に利用者にとってより利便性の高いサービスとなるように検討を進めていく。

令和5年度における実現のイメージ



就労証明書のオンライン提出に向けた対応スケジュール（案）

令和5年度対応について

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
マイルストーン				★事務連絡	★就労証明書様式確定 既存の保育施設等標準様式確定		★自治体・事業者情報提供		★自治体検証	★サービス開始		
内閣府 子ども・子育て本部 (子子本部)	様式策定 手続内容検討 必要に応じて、法令上の措置をする											
デジタル庁 マイナポータル班 (マイナポ班)	申請機能構築（要件定義・設計・開発）				手続内容反映	マニュアルFAQ		ツール提供				
自治体								自治体公開設定		申請データの受付開始		
事業者										申請開始		